

自浄作用が働く社会福祉法人経営についての考察

-健全性を担保するガバナンスの在り方について-

氏名 永野 香代子
指導教員 工藤 一成

2017(平成29)年4月、社会福祉法の一部改正が行われ、すべての社会福祉法人に新たなガバナンスへの転換が求められた。この背景には、社会福祉法人に対する社会の厳しい批判があった。地域福祉の担い手である社会福祉法人には、税の優遇制度など既得権益が付与されている。しかし、中小企業を上回る収支差率や、多額の内部留保の存在等が世論の批判を受け、更に既得権益に乗じた不祥事等が発覚するなど、マスコミの報道もあいまって、社会から厳しく弾劾された。残念なことに法人を利用して私腹を肥やそうと考える者がいたのは事実である。しかしそういった恣意的意図がなくても、人の営為である以上過ちを犯してしまうリスクがあるのは、社会福祉法人に限ったことではない。肝心なのはそういったリスクがあることを想定し、あらかじめ組織のなかに自浄作用装置を仕込んでおくことである。

本稿では、社会福祉法人経営についての悪事例と好事例を取り上げ、各々事例研究を行った。そこから抽出された共通項や要因について、先行研究をもとに考察を試みた。求められる経営者像や福祉専門職の資質またそのマネジメント手法、健全性を担保するガバナンスの在り方等がその具体的な内容となる。過去不祥事を起こした法人側の立場として、内省と再発防止の決意を込めてこのテーマを選択したものである。

第1章では、研究の背景と目的を、第2章では、社会福祉法人を取り巻く現状と課題について、そのなりたちと歴史から現況までを確認し、批判されるに至った背景とともに社会福祉法人制度改革までの経緯を追った。第3章では、実際の事例として悪事例好事例各々三法人を取り上げ紹介している。第4章では第3章を踏まえ、各々の失敗要因や成功要因の共通項を抽出した。第5章では、第4章で抽出された共通項をもとに先行研究を用い考察を行っている。考察の結果、次の三点が健全性を担保した社会福祉法人経営に欠かせない要素として浮かび上がってきた。内向きの施策としてはまず「誰をバスに乗せるか」という視点で、経営者および経営陣についての考察を試みた。二点目は、プロフェッショナル・オートノミーを有する職員の存在とそのマネジメント手法について考察を試みた。外向きの施策としては、健全性を担保するための相互監視機能と外部の目にさらされる仕組みについて考察を行った。これらの考察を通して得たことは、社会システムとは結局は人の営為の帰結であり、健全性を担保する経営を考えることは、人間哲学を考えることと同義語であるということである。この研究が、当法人のみならず多くの社会福祉法人経営に参考になれば幸いである。